

+++++

議 事 日 程（第五号）

令和七年十月九日（木） 午前十時開議

- | | |
|----|--|
| 第一 | 議員の発言の取消しについて |
| 第二 | 議第八十号、議第八十一号、議第九十六号から議第百十三号まで、議第百十七号及び議第百十八号 |
| 第三 | 請願第三十六号及び請願第三十七号 |
| 第四 | 県議第十一号から県議第十三号まで |
| 第五 | 議員派遣について |

+++++

本 日 の 会 議 に 付 し た 事 件

- | | |
|---|--|
| 一 | 日程第一 議員の発言の取消しについて |
| 一 | 日程第二 議第八十号、議第八十一号、議第九十六号から議第百十三号まで、議第百十七号及び議第百 |

二十八番	二十七番	二十六番	二十五番	二十四番	二十三番	二十二番	二十一番	二十番	十九番	十八番	十七番	十六番	十五番	十四番	十三番	十二番	十一番
国枝	水野	野村	酒向	布俣	広瀬	恩田	安井	藤本	今井	所野	平川	小川	森川	澄川	伊藤	中山	
慎太郎	吉近	美穂		正也		佳修		恵司	政嘉	竜也	祐也	祐輝	益基	寿之	英生	裕子	房壽
君	君	君	君	君	君	君	君	君	君	君	君	君	君	君	君	君	君

四十九番	三十番	三十一番	三十二番	三十三番	三十四番	三十五番	三十六番	三十七番	三十八番	三十九番	四十番	四十一番	四十三番	四十四番	四十五番	四十六番	四十七番
長屋	高殿	田中	加藤	松岡	小原	水野	野島	渡辺	伊藤	川上	伊藤	平岩	佐藤	森	村	尾	岩井
光征	勝士	大博	正人	正敏	征夫	嘉山	正博	哲也	秀光	正光	武彦	正弘	貴夫	義昭	豐太郎		
君	君	君	君	君	君	君	君	君	君	君	君	君	君	君	君	君	君

四十八番 猫 田 孝 君

職務のため出席した事務局職員の職氏名

事務局長	事務局長	議事調査課長	議事調査課管理調整監	同 課長補佐	同 主査	同 主任
竈 智 基	桂 川 義 彦	三 宅 誠 樹	大 平 洋 右	佐 藤 由 子	脇 若 知 香 子	辻 川 未 紗

説明のため出席した者の職氏名

知事	会 計 管 理 者	秘 書 広 報 統 括 監	総 務 部 長	総 合 企 画 部 長	総 合 企 画 部 未 来 創 成 局 長	危 機 管 理 部 長	環 境 エ ネ ル ギ ー 生 活 部 長	健 康 福 祉 部 長	子 ど も ・ 女 性 部 長	商 工 労 働 部 長	観 光 文 化 ス ポー ツ 部 長	農 政 部 長	林 政 部 長	県 土 整 備 部 長	理 事 (ま ち づ くり 担 当) 兼 都 市 建 築 部 長	都 市 建 築 部 都 市 公 園 ・ 交 通 局 長	教 育 部 長
江 崎	丸 山	崎 浦	平 野	市 橋	兼 松	海 蔵	平 野	中 西	片 桐	小 島	渡 辺	堀 松	久 松	藤 井	野 崎	戸 田	堀 田
禎 英		理 加	孝 之	貴 仁	伸 和	敏 晃	昌 彦	浩 之	伸 一	光 則	幸 司	智 考	一 男	忠 直	眞 司	克 稔	貴 雄
君	君	君	君	君	君	君	君	君	君	君	君	君	君	君	君	君	君

警 察 本 部 長 三 田 豪 士 君
代 表 監 査 委 員 鈴 木 祥 一 君
人 事 委 員 会 事 務 局 長 大 野 陽 一 君
労 働 委 員 会 事 務 局 長 廣 瀬 雅 史 君

+++++

十月九日午前十時開議

○議長（小原 尚君） ただいまから本日の会議を開きます。

+++++

○議長（小原 尚君） 諸般の報告をいたします。

決算特別委員会の委員長には加藤大博君、副委員長には伊藤秀光君が選任された旨、報告がありました。
その他の報告は、書記に朗読させます。

（書 記 朗 読）

発案書の提出について

議員から、本日付をもって、お手元に配付のとおり、県議第十一号 医療機関の経営強化に向けた支援の充

実を求める意見書について、ほか二件の発案書の提出がありました。以上であります。

+++++

○議長（小原 尚君） 日程第一を議題といたします。

お諮りします。森 治久君から、十月二日の会議における発言の一部について、発言取消し申出書に記載した部分を岐阜県議定会議規則第六十一条第一項の規定により、取り消したいとの申出がありました。この取消しを許可することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小原 尚君） 御異議なしと認めます。よって、森 治久君からの発言の取消しの申出を許可することと決定いたしました。

+++++

○議長（小原 尚君） 日程第二及び日程第三を一括して議題といたします。

ただいまから議題とした各案件について、各常任委員会委員長に審査の経過及び結果の報告を求めます。総務委員会委員長 広瀬 修君。

〔総務委員会委員長 広瀬 修君登壇〕

○総務委員会委員長（広瀬 修君） おはようございます。

総務委員会に審査を付託されました議案四件の審査の経過及び結果について御報告申し上げます。

まず、執行部から説明のあった議案の概要を申し上げます。

予算関係議案としまして、議第八十号の令和七年度岐阜県一般会計補正予算のうち歳入予算補正については、総額百九十一億八千五百七十九万八千円の増額となっております。

その主な内容としましては、災害復旧や防災・減災対策などにより県債を九十七億三千六百七十万円、今年度発生した大雨などによる災害復旧などの財源として国庫支出金を八十二億一千八百二十一万三千円、それぞれ計上するものであります。

歳出予算補正については、当委員会所管として、旧岐阜県庁舎の解体工事中に新たに判明したアスベスト含有建材の撤去費用として一億四千二百十九万五千円、原子力災害時の孤立対策として揖斐川町が実施しているヘリコプター離着陸場の整備へ支援を行うための経費として一億九千二百七十三万九千円を増額するなど、総額三億二千百八十五万四千円の増額となっております。

また、当委員会所管の債務負担行為補正については、旧岐阜県庁舎解体工事など追加が二件、税務システム改修業務委託など変更が二件であります。

次に、条例その他の議案としましては、議第九十六号 岐阜県職員等旅費条例の一部を改正する条例についてなど三件であります。

採決の結果、議第八十号のうち歳入予算補正、歳出予算補正中総務委員会関係、債務負担行為補正中総務委員会関係及び地方債補正、議第九十六号、議第九十七号並びに議第百十三号の各案件については、全会一致を

もつて、それぞれ原案のとおり可決すべきものと決定をいたしました。

なお、審査の過程において執行部から各議案の説明を受け、質疑を行いました。その主なものを申し上げます。

県民税の法人税割における超過課税に関し、対象法人のうち法人税額が年一千万円超の法人数について質疑があり、令和六年度は約三千二百法人であり、近年はおおむね同程度で推移しているとの答弁がありました。

以上、総務委員会の審査の経過及び結果について御報告申し上げます。

○議長（小原 尚君） 企画経済委員会委員長 所 竜也君。

〔企画経済委員会委員長 所 竜也君登壇〕

○企画経済委員会委員長（所 竜也君） おはようございます。

企画経済委員会に審査を付託されました議案五件の審査の経過及び結果について御報告を申し上げます。

まず、執行部から説明のあった議案の概要を申し上げます。

予算関係議案として、議第八十号の令和七年度岐阜県一般会計補正予算のうち歳出予算補正については、当委員会の所管として総額三百七十四万八千円の増額となっております。

その主な内容といたしましては、国重要文化財に指定されている神戸町にある日吉神社三重塔の落雷火災による屋根の被害に対し、修繕工事の実施に係る県補助分の経費として三百九十一万七千円を計上するものであります。

その一方で、外部資金を活用するための公募型研究の採択結果に合わせて、産業技術総合センター等における研究費九十七万五千円を減額するものであります。

次に、条例その他議案としましては、議第九十八号 岐阜県住民基本台帳法施行条例の一部を改正する条例についてなど三件であります。

最後に、専決処分の承認を求める議案としましては、岐阜県議会議員岐阜市選挙区補欠選挙実施のための経費として、議第一百十八号 令和七年度岐阜県一般会計補正予算の専決処分の承認についての一件であります。採決の結果、議第八十号のうち歳出予算補正中企画経済委員会関係、議第九十八号、議第九十九号及び議第一百三十号の各案件については、全会一致をもってそれぞれ原案のとおり可決すべきものと、議第一百十八号については、全会一致をもって原案のとおり承認すべきものと決定をいたしました。

以上、企画経済委員会の審査の経過及び結果について御報告を申し上げます。

○議長（小原 尚君） 厚生環境委員会委員長 恩田佳幸君。

〔厚生環境委員会委員長 恩田佳幸君登壇〕

○厚生環境委員会委員長（恩田佳幸君） おはようございます。

厚生環境委員会に審査を付託されました議案六件及び請願一件の審査の経過及び結果について御報告を申し上げます。

まず、執行部から説明のあった議案の概要を申し上げます。

予算関係議案としまして、議第八十号 令和七年度岐阜県一般会計補正予算のうち歳出予算補正については、当委員会所管として総額十五億二千四百三十九万二千円の増額となっております。

その主な内容といたしましては、医療需要の急激な変化などにより病床数の削減を行う医療機関に対して、削減病床数に応じた給付金を支給するための経費として五億三千七百六十二万四千円、国の算定により介護給

付費総額が増額となったため、県負担分を増額するための経費として三億七千万円をそれぞれ計上するものであります。

なお、当委員会所管の繰越明許費については、福祉会館管理運営費の追加が一件、債務負担行為補正については、看護師等養成所ネットワーク整備及び保守管理委託の追加が一件であります。

特別会計については、議第八十一号 令和七年度岐阜県国民健康保険特別会計補正予算の一件であります。次に、条例その他の議案といたしましては、議第百号 岐阜県民生委員定数条例の一部を改正する条例についてなど四件であります。

採決の結果、議第八十号のうち歳出予算補正中厚生環境委員会関係、繰越明許費中厚生環境委員会関係及び債務負担行為補正中厚生環境委員会関係については賛成多数をもって、議第八十一号、議第百号から議第百二号まで及び議第百十七号の各案件については、全会一致をもって、それぞれ原案のとおり可決すべきものと決定をいたしました。

なお、審査の過程において執行部から各議案の説明を受け、質疑を行いました。その主なものを申し上げます。

ぎふモーニングプロジェクトに関し、アプリ入力等による健康データの取得対象について質疑があり、喫茶店の利用者のうち健康データの収集に同意を得られた方から、一年間を通じてデータを取得するとの答弁がありました。

次に、請願に関する審査の結果を申し上げます。

請願第三十七号 私立高等学校に対する県費補助金の増額等についての請願については、本県でも多様な教

育機会の確保を図るとともに、公立のみならず私立も含めた学校教育の振興のためには、保護者の負担軽減や私学経営の安定のための私学助成が急務であるとの理由から採択すべきとの意見があり、採決の結果、全会一致をもって採択すべきものと決定いたしました。

以上、厚生環境委員会の審査の経過及び結果について御報告を申し上げます。

○議長（小原 尚君） 農林委員会委員長 布侯正也君。

〔農林委員会委員長 布侯正也君登壇〕

○農林委員会委員長（布侯正也君） 農林委員会に審査を付託されました議案一件の審査の経過及び結果について御報告を申し上げます。

まず、執行部から説明のあった議案の概要を申し上げます。

予算関係議案といたしまして、議第八十号の令和七年度岐阜県一般会計補正予算のうち歳出予算補正については、当委員会所管として総額十億九千三百五十九万六千円の増額となっております。

その主な内容としましては、県営ため池防災対策事業費について、多発する大雨などを踏まえ、農業用ため池や水路の整備を実施するための経費としまして三億八百万円、治山事業費について、近年多発する豪雨災害などを踏まえ、災害リスクが高く早急に対策が必要な治山施設を整備し、山地防災力の強化を図るための経費としまして四億九千四百五十万円をそれぞれ計上するものであります。

採決の結果、議第八十号のうち歳出予算補正中農林委員会関係については、全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと決定をいたしました。

なお、審査の過程において執行部から議案の説明を受け、質疑を行いました。その主なものを申し上げます。

採種管理事業費に関し、種子生産者の新規品種導入への支援の対象と内容についての質疑があり、美濃市の種子生産法人に対して田植機の導入を支援するとの答弁がありました。

また、緑化推進費に関しまして、ぎふ木遊館のサテライト施設への今後の支援についての質疑があり、ぎふ木遊館の運営ノウハウの共有や施設職員の共同研修など、ソフト面を中心に支援を実施していくとの答弁がありました。

以上、農林委員会の審査の経過及び結果について御報告を申し上げます。

○議長（小原 尚君） 土木委員会委員長 藤本恵司君。

〔土木委員会委員長 藤本恵司君登壇〕

○土木委員会委員長（藤本恵司君） 土木委員会に審査を付託されました議案四件の審査の経過及び結果について御報告申し上げます。

まず、執行部から説明のあった議案の概要を申し上げます。

予算関係議案としまして、議第八十号の令和七年度岐阜県一般会計補正予算のうち歳出予算補正については、当委員会所管として総額百六十五億九千五百六万円の増額となっております。

その主な内容としましては、集中豪雨等の自然災害への備えとなる防災・減災対策やインフラ施設の老朽化対策等を実施するための経費として合計三十九億五千万円、まちのにぎわい創出に向けたまちづくりを推進するため、新しい交通システム導入に係る交通再編検討業務等を実施する経費として合計三千万円をそれぞれ計上するものであります。

なお、当委員会所管の繰越明許費については、道路新設改良費など七事業を計上するものであります。

債務負担行為補正については、大谷川鉄道橋改築工事など追加が二十三件、令和七年発生公共土木施設災害復旧工事の変更が一件であります。

次に、条例その他の議案としましては、議第百六号 新愛岐大橋上部工事の請負契約についてなど三件であります。

採決の結果、議第八十号のうち歳出予算補正中土木委員会関係、繰越明許費中土木委員会関係及び債務負担行為補正中土木委員会関係並びに議第百六号から議第百八号までの各案件については、全会一致をもってそれぞれ原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

なお、審査の過程において執行部から各議案の説明を受け、質疑を行いました。その主なものを申し上げます。

新しい交通システムの導入に係る調査について質疑があり、事業スキームや交通再編の検討など専門的な調査を行うものであり、調査結果を踏まえて関係者と協議をしていくとの答弁がありました。

また、県営都市公園の安全・安心確保対策について質疑があり、来園者の安全確保のため、倒木対策の緊急性が特に高い公園において、樹木医等による点検・診断と危険木の対策を実施するものであるとの答弁がありました。

以上、土木委員会の審査の経過及び結果について御報告を申し上げます。

○議長（小原 尚君） 教育警察委員会委員長 今井政嘉君。

〔教育警察委員会委員長 今井政嘉君登壇〕

○教育警察委員会委員長（今井政嘉君） 教育警察委員会に審査を付託されました議案七件の審査の経過及び結

果について御報告申し上げます。

まず、執行部から説明があつた議案の概要を申し上げます。

予算関係議案といたしまして、議第八十号 令和七年度岐阜県一般会計補正予算のうち歳出予算補正については、当委員会所管として総額三億五千二百八十五万二千円の減額となっております。

その主な内容といたしまして、多治見警察署庁舎等建設工事につき、工事のスケジュールの見直しにより今年度実施予定だつた車庫棟の建設工事の一部を翌年度に実施することに伴い、三億九千二百四十六万四千円を減額するものであります。

なお、当委員会所管の債務負担行為補正については、警察署取調室等ネットワーク整備委託など追加が三件であります。

次に、条例その他の議案といたしまして、議第四百四号 警察官に対する被服の支給及び装備品の貸与に関する条例の一部を改正する条例についてなど六件であります。

採決の結果、議第八十号のうち歳出予算補正中教育警察委員会関係及び債務負担行為補正中教育警察委員会関係、議第四百四号、議第四百五号並びに議第四百九号から議第四百十二号までの各案件については、全会一致をもって、それぞれ原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

なお、審査の過程において執行部から各議案の説明を受け、質疑を行いました。その主な内容を申し上げます。

県立特別支援学校のスクールバスの運行委託に関し、一部の学校で入札が不落となつた理由について質疑があり、物価高騰を見込んで入札を実施したものの、県の設計金額と業者からの応札額に差があつたためとの答

弁がありました。

最後に、請願第三十六号 中学校の免許外教科担任解消のための非常勤講師の予算の拡充を求める請願については、本県では他県より高い水準で免許外教科担任の数が推移する中、その解消に向けて様々な方策を行う方針を示している状況で、非常勤講師の予算拡充だけをもって中学校の免許外教科担任の解消を図るのは困難であることから不採択とすべきとの意見があり、採決の結果、全会一致をもって不採択とすべきと決定いたしました。

以上、教育警察委員会の審査の経過及び結果についての御報告を申し上げます。

○議長（小原 尚君） ただいまから議第八十一号、議第九十六号から議第百十三号まで、議第百十七号及び議第百十八号並びに請願第三十七号を一括して採決いたします。

お諮りいたします。各案件を各委員長報告のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小原 尚君） 御異議なしと認めます。よって、各案件は各委員長報告のとおり決定いたしました。ただいまから、議第八十号及び請願第三十六号について討論を行います。

討論の通告がありますので、発言を許します。十二番 中川裕子君。

〔十二番 中川裕子君登壇〕

○十二番（中川裕子君） まず、議第八十号について申し上げます。

二点、予算については反対いたします。

まちづくり検討事業費、約三千万円についてです。

新交通システム、LRTを中心としたまちづくりに関する構想の予算ですが、過剰に発達した自動車中心の社会の在り方から公共交通への転換を促すという視点は大変重要だと考えております。だからこそ、住民の間にどんな要求があつて、移動に関してどのようなことで困っているのかなど丁寧な調査し、その住民のニーズに基づいてルートや交通手段を検討すべきです。

三点問題を申し上げます。

まず心配なのは、公共交通に関する岐阜市や岐阜県の計画にはこれらが一切記載されておらず、整合性が取れていないという点です。行政は、住民参加でつくった計画に基づいて施策を進めるのが基本です。もし計画に足りない視点があれば積極的に取り入れ、計画の見直しを進めることが本来のやり方であり、それを軽視してしまうと、何のために行政は市民と一緒に計画をつくっているのか分からなくなります。特に、地元で最も影響を受ける岐阜市の公共交通に関する計画は、バス路線であるBRTを基本としたものになっており、丁寧なすり合わせがない中で具体的な予算が県議会に提案されることに戸惑いがあります。LRTもよいとは思いますが、バスと異なり、状況や時代の変化に応じてルートを変えることがなかなかできません。都市の将来デザインに関わる問題ですので、地元の市や県議会とも一緒に足並みをそろえて考えていく、そういう姿勢を強く願います。

二点目は、住民のニーズに立脚していないという点です。

岐阜市では、長年、岐阜市東部や北部をはじめ郊外において岐阜市中心市街地への交通手段としてLRTや幹線バス路線の要望、住民の要求が根強く出されてきました。具体的に、岐阜駅から岐阜市東部、そして関につながる長良川鉄道への接続という要望を先日知事は受けられたそうですが、これは知事が提案されるずっと

以前からあった要望です。さらには、岐阜市から山県市への北進、揖斐、本巣に向かう西へのルート、そして路面電車存続の運動の中では、岐阜駅から南へのルートというアイデアもあったとのことでした。

中心市街地の活性化の問題は、こうした広い視野で捉えるべきであり、過去の路面電車の廃止や車中心の交通形態への変化によって、岐阜市周辺の住民が中心市街地へアクセスしづらくなったことが背景にあると言われています。今回は、岐阜インターと岐阜羽島駅という具体的なルートを前提とし、そのための調査費ということですが、歴史的背景や住民の長年の要望に基づいたものを求めます。ぜひ周辺の各都市を結ぶ複数ルートと複数の交通手段についてニーズの調査を始め、総合的な検討を強く要望します。

最後に、新交通システムの導入は、今後少なくとも財政負担が生じる可能性があります。また、交通事情などへの負荷が出る可能性もあります。この点について申し上げます。

県では厳しい財政状況が続いており、県債残高の規模を表す将来負担比率は二〇〇％を超えるという状況です。住民の圧倒的な要求に基づいたもの、地元の市と足並みをそろえた事業でない限り、広く県民の理解を得ることはできません。そのために、現在の特定のルート、特定の交通手段LRITに限定したものではなく、まずは住民が何に困っているかという調査や声を把握するとともに、複数ルートや複数の交通手段を前提に総合的な検討を求めるものです。

続いて、医療整備対策費、医療施設近代化施設整備費約五億三千七百万円に反対いたします。

これは、病床数の削減を行う医療機関に対し、給付金を交付する国の病床適正化支援事業であり、六月議会に引き続き国の追加内示分で、今回は百三十一床分の削減とのことでした。

医療機関の六割、七割が赤字と言われ、倒産や休廃業が過去最多となっている中、医療機関が望んでおられ

ることは病床の削減ではなく財政支援です。これは国の予算であるものの、病床削減を要件に支援金を出すという制度設計は、厳しい病院経営に付け込んだものと言わざるを得ません。そもそも病床数は、地域医療構想調整会議で病床機能別に慎重に議論されるべきものですが、今回の病床削減はこれまで積み上げてきた調整会議での議論とは切り離されております。一度削減してしまった病床を増やすことはできず、このまま進めることは非常に危険だと思います。税金を使うのであれば、厳しい病院経営の支援や医療従事者の待遇改善など、地域医療を守るために使うべきであり、六月議会に引き続き同様の理由で反対をいたします。

続きまして、請願第三十六号 中学校の免許外教科担任解消のための非常勤講師の予算の拡充を求める請願について申し上げます。

免許を持った教員による学習指導を受けられないということは、教育の質にダイレクトに関わる重大な問題です。

請願にあるように、中学校数が同じ水準である都道府県で比較した場合、長野県では免外が三十人、三重県では四十五人に対し、岐阜県は三百五十三人と突出して多く、これは全国的に見ても深刻な数字です。教育委員会では様々な取組を行っておりますが、その効果は残念ながら限定的だというのが請願者である教育現場の方々の御指摘です。

免許外教科担任を解消するために、文科省の調査研究協力者会議による各教育委員会への聞き取りがありますが、その中で非常勤講師退職者等の採用による人材活用との回答が八三％に上っており、請願趣旨である非常勤講師は最も多くの都道府県で取り組まれているとのことですが、

先ほどの不採択の理由として、予算の拡充だけをもって解消は難しいとのことでしたが、請願によりますと、

実際に年度当初から非常勤講師の予算は一校当たり週八時間分しか割当てがなく、非常勤講師が配置された学校でも例外が解消できていない事態が生じている。また、年度途中での任用の予算はないと訴えられております。こうした現場の声をしつかり受け止めるべきだと思います。

全国的に見て、岐阜県の状況は非常に深刻です。こうした状況が岐阜県で起きているわけですから、拡充こそ必要であり、採択を求め、討論といたします。以上です。

○議長（小原 尚君） 以上で通告による討論は終わりました。

これをもって討論を終結いたします。

ただいまから、議第八十号及び請願第三十六号を起立により一括して採決いたします。

お諮りいたします。各案件を各委員長報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（小原 尚君） 起立多数であります。よって、各案件は各委員長報告のとおり決定いたしました。

+++++

○議長（小原 尚君） 日程第四を議題といたします。

ただいまから県議第十一号 医療機関の経営強化に向けた支援の充実を求める意見書についての案件に対する提出者の説明を求めます。二十二番 恩田佳幸君。

〔二十二番 恩田佳幸君登壇〕

○二十二番（恩田佳幸君） 県議第十一号 医療機関の経営強化に向けた支援の充実を求める意見書について、提案者を代表し、意見書発案の趣旨を御説明させていただきます。

少子高齢化の進行に伴い、地域医療の重要性は一層高まっており、医療機関の維持が地域住民の生活の質に直結する課題となっています。しかし、医療機関はエネルギー価格や医療材料費の高騰などにより、厳しい経営環境に置かれています。医療機関が安全で良質な医療を提供するためには、医療機関の主要な収入源である診療報酬によって必要な経費を適切に手当てする必要がありますが、診療報酬は公定価格であるがゆえに、経済成長や物価変動に柔軟に対応できず、医療従事者の処遇改善や医療の質の向上が阻まれています。

よって、一、医療機関の経営強化を図るため、物価高騰や医療従事者の処遇改善に適時・適切に対応できるよう、臨時的な診療報酬の改定や国による補助制度の創設など、緊急的な財政支援を行うこと。二、診療報酬制度について、物価・賃金上昇に柔軟かつ適切に対応できる仕組みを導入することについて、措置を講ずるよう強く求めるため、国に意見書を提出したいと考えております。

どうか議員各位の御賛同を賜りますようお願い申し上げます、意見書発案の趣旨説明とさせていただきます。

○議長（小原 尚君） お諮りいたします。県議第十一号を直ちに採決したいと思います。これに御異議ございませんか。

「〔異議なし〕と呼ぶ者あり」

○議長（小原 尚君） 御異議なしと認めます。よって、本案を直ちに採決することに決定いたしました。ただいまから県議第十一号を採決いたします。

お諮りいたします。本案を原案のとおり決することに御異議ございませんか。

「〔異議なし〕と呼ぶ者あり」

○議長（小原 尚君） 御異議なしと認めます。よつて、本案は原案のとおり可決されました。

ただいまから県議第十二号 食料・農業・農村基本法の改正を踏まえた施策の充実と安定的かつ十分な農林水産予算の確保を求める意見書についての案件に対する提出者の説明を求めます。二十四番 布俣正也君。

〔二十四番 布俣正也君登壇〕

○二十四番（布俣正也君） 県議第十二号 食料・農業・農村基本法の改正を踏まえた施策の充実と安定的かつ十分な農林水産予算の確保を求める意見書について、提案者を代表し、意見書発案の趣旨を御説明申し上げます。

異常気象の頻発化や国際紛争、人口減少などによる食料安定供給への懸念が高まる中、農業経営体の育成や農業インフラの整備が重要な課題となっております。

こうした中、国では昨年改正されました食料・農業・農村基本法に基づきまして、今年四月に食料・農業・農村基本計画が閣議決定をされ、初動五年で農業の構造転換を集中的に推進する方針が示されるとともに、六月に閣議決定されました骨太の方針二〇二五では、必要・十分な予算を確保する方針が示されました。

他方、国の農林水産予算は大きく減少していることに加えまして、補正予算の割合が高まっており、食料安全保障の抜本的な強化など、具体的な施策の実現に向けては裏づけとなる予算の安定的な確保が不可欠であります。

よつて、一、新たに策定をされた食料・農業・農村基本計画に基づき、将来にわたる食料安全保障の確保や

農業の持続的な発展、食料供給機能及び多面的機能が適切かつ十分に発揮される農村の振興の実現に必要な財源については、当初予算を拡充することにより安定的に確保すること。二、特に、人口減少が進む中山間地域を含む農村において、厳しい条件下でも将来にわたって食料供給が担われ、洪水防止などの多面的機能が発揮されるよう農地の持続的な利用による集落の維持をはじめとする意欲ある農業経営体が行う地域を守る取組に対するインセンティブの付与など、課題を抱える農村への新たな支援策を講じるとともに、その必要な予算を確保すること。この二つについて措置を講ずるように強く求めるため、国に意見書を提出したいと考えております。

どうか議員各位の御賛同を賜りますようお願いを申し上げまして、意見書発案の趣旨説明といたします。

○議長（小原 尚君） お諮りいたします。県議第十二号を直ちに採決したいと思ひます。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小原 尚君） 御異議なしと認めます。よつて、本案を直ちに採決することに決定いたしました。ただいまから県議第十二号を採決いたします。

お諮りいたします。本案を原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小原 尚君） 御異議なしと認めます。よつて、本案は原案のとおり可決されました。

ただいまから県議第十三号 防災・減災・国土強靱化の計画的かつ着実な推進を求める意見書についての案件に対する提出者の説明を求めます。二十番 藤本恵司君。

〔二十番 藤本恵司君登壇〕

○二十番（藤本恵司君） 県議第十三号 防災・減災・国土強靱化の計画的かつ着実な推進を求める意見書について、提案者を代表し、意見書発案の趣旨を御説明いたします。

近年、自然災害が激甚化・頻発化し、至るところで人命や財産などに甚大な被害をもたらしており、事前防災対策の重要性が高まっております。

また、本県では全国でもトップクラスの道路施設等を管理しておりますが、その多くが高度経済成長期に建設されたもので、インフラの老朽化対策は喫緊の課題となっております。

県としては、国の防災・減災・国土強靱化のための五か年加速化対策予算を最大限に活用して取組を進めておりますが、資材価格や人件費の高騰等の影響による進捗の遅れも懸念されており、その取組はまだ道半ばであります。

今後も継続的かつ安定的に国土強靱化の取組を推進していくためには、本年六月に閣議決定された第一次国土強靱化実施中期計画を着実に実行し、必要となる予算を切れ目なく確保していくことが重要です。

よって、一、国土強靱化実施中期計画及び国土強靱化地域計画に位置づけられた取組を切れ目なく計画的かつ着実に推進するため、資材価格や人件費の高騰等の影響も踏まえ、必要な予算・財源を通常予算とは別枠で確保すること。二、気候変動の影響等を踏まえた流域治水対策や切迫する大規模地震発生に備えた耐震対策、長寿命化計画に基づくインフラ老朽化対策など、必要性や効果の高い箇所から優先的かつ計画的に進め、事前防災による強靱化対策を加速すること。三、令和八年度以降においても継続的かつ計画的に防災・減災対策を行うため、緊急自然災害防止対策事業債による財政支援を延長することについて措置を講ずるよう強く求める

ため、国に意見書を提出したいと考えております。

どうか議員各位の御賛同を賜りますようお願い申し上げます。

○議長（小原 尚君） お諮りいたします。県議第十三号を直ちに採決したいと思ひます。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小原 尚君） 御異議なしと認めます。よつて、本案を直ちに採決することに決定いたしました。

ただいまから県議第十三号を採決いたします。

お諮りいたします。本案を原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小原 尚君） 御異議なしと認めます。よつて、本案は原案のとおり可決されました。

+++++

○議長（小原 尚君） 日程第五 議員派遣についてを議題といたします。

お諮りいたします。議員派遣については、岐阜県議会会議規則第二百二十四条第一項の規定により、お手元に配付の議員派遣決定書（案）のとおり決定をいたしたいと思ひます。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小原 尚君） 御異議なしと認めます。よつて、議員派遣については、お手元の議員派遣決定書（案）

のとおり決定いたしました。

+++++

○議長（小原 尚君） これをもって、提出されました案件は全て議了いたしました。よって、令和七年第四回岐阜県議会定例会を閉会いたします。

午前十時四十八分開会

+++++

閉 会 式

〔一同起立〕

○事務局長（籠橋智基君） ただいまから閉会式を行います。議長から挨拶をいただきます。

〔議長 小原 尚君登壇〕

○議長（小原 尚君） 閉会に当たり、一言御挨拶申し上げます。

議員各位には、九月十八日より二十二日間にわたる本定例会の会期中、提出されました議案をはじめ当面する県政の諸課題について終始熱心に御審議を賜り、ここに全ての案件を議了することができました。議員並びに執行部各位におかれましては、議事運営に格別の御協力をいただきましたことを心から御礼申し上げます。

さて、「清流に 輝け ひろがれ 長寿の輪」のテーマの下、六十歳以上の方々を中心とするスポーツ、文化、健康と福祉の総合的な祭典ねりんピック岐阜二〇二五がいよいよ十八日から四日間にわたって開催されます。今回の開催を契機として、全国からの参加者や県民の皆さんが生涯を通じた健康づくりに取り組むきっかけとなることを大いに期待しております。

結びに、議員並びに執行部各位におかれましては、今後とも県勢発展のため一層の御協力をお願い申し上げます。まして、閉会の御挨拶といたします。

（拍 手）

○事務局長（籠橋智基君） 知事から挨拶をいただきます。

〔知事 江崎禎英君登壇〕

○知事（江崎禎英君） 開会に当たりまして、一言御挨拶を申し上げます。

議員の皆様方におかれましては、提出案件につきまして終始熱心に御審議を賜り、誠にありがとうございます。また、本日は、予算、条例その他の議案を可決いただきまして、改めて御礼申し上げます。

さて、ただいま議長からお話がございましたけれども、来週十八日から二十一日の四日間、総合開会式に彬子女王殿下の御臨席を仰ぎ、ねんりんピック岐阜二〇二五を開催いたします。期間中は、県内全市町村におきまして、スポーツや文化、レクリエーションなど計五十六種目が実施され、競技以外にも県の特産品の販売や御当地グルメを味わえるふれあい広場を開催するほか、本県の誇りますモーニング文化、これを体験いただけるブースをＪＲ岐阜駅前をはじめ岐阜市内三云場で展開するなど、全国からお越しの皆様には「おいしい」「楽しい」「ワクワク」を体験していただきたいと考えております。

今回の開催を通じて、岐阜県から全国に健康長寿の輪を広げるとともに、本県の魅力を積極的に発信してまいります。

議員の皆様方におかれましては、ぜひ県政発展のため、一層のお力添えを賜りますようよろしくお願いいたします。

以上をもちまして、閉会の御挨拶とさせていただきます。ありがとうございました。

（拍手）

○事務局長（竜橋智基君） これをもちまして閉会式を終わります。



議

長

小

原

尚

副

議

長

高

殿

尚

一

番

木

村

千

秋

七

番

今

井

溜

々

十九番

今井

政嘉

二十番

藤本

恵司

二十八番

国枝

慎太郎